

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(閣法第五二号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、電気事業及びガス事業を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応した規制の合理化等を図るため、他の法律の規定により支払うべき費用の増加に対応する場合における供給約款の変更のための届出等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電気料金及びガス料金の料金改定手続

買取制度による賦課金等、法律により国が定めた外生的・固定的なコストの変動に起因する電気料金等の改定について、事前届出により行うことができることとする。

二、特定電気事業者が利用できる託送制度の整備

特定電気事業者が、再生可能エネルギー等の外部電源を調達できるよう、送配電ネットワークの利用のための制度を整備する。

三、送配電ネットワークの利用ルールの運用体制の整備

買取制度により送配電ネットワークに接続する発電設備が増加し、その接続に当たったの紛争の増加が

予想されるため、発電事業者と送配電ネットワーク運用者との間の紛争が適切に解決されるよう、体制整備を行う。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五、検討

政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。